



EAnetwork

当ニュースレターでは、株式会社アースアプライザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用しております。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、または`eanews@earth-app.co.jp`までご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

今回のコラムは『エンジニアリングレポートの実務- (2)』をお送り致します。

☆エンジニアングレポートの実務- (2) ☆

今回は、前回に引き続きメインとなる建物状況調査の中から、遵法性調査の実務について述べたいと思います。

まず、建物の遵法性の「法」には、どの様なものがあるでしょうか。一口に建物に関する法律と言っても、都市計画法、建築基準法、消防法、バリアフリー法、電気事業法、ビル管理法、水道法、労働安全衛生法、土壌汚染対策法…等々、物件によって多種多様です。

それでは、これらの遵法性の調査は具体的にどの様な方法で行われるのでしょうか。「提供された資料をレビューし、実際の建物の現状を調べ違法部分がないか調査する」と言っても、調査項目が多岐にわたり、せいぜい2~3時間の現地調査にかけられる時間内で、現地のみですべての項目をチェックすることはかなり困難です。

そこで実際の現地調査で重点が置かれるのは、過去に得た許可や報告を行った記録（申請書、許可証、証明書、報告書、等）を『確認（発見）する作業』です。

これらの記録を大きく分けると、次ページに示します①竣工時届出書類（建物が出来るまで）と、②法定点検記録（建物ができた後）の2種類に分けられます。

- ① 竣工時届出書類：人間に例えると出生証明書にあたり、対象建物の生い立ちや、取得した資格がわかります。最初の建築主が持っているのが一般的です。
- ② 法定点検記録：できた後の建物の状態の点検結果で、人に例えると健康診断書にあたり、建物管理者が持っているのが一般的です。

アースアプライザルではこれらの書類を「必要書類リスト」の主軸とし、建物状況調査を行う前に、調査依頼者に提供をお願いしています。しかしながら、初期の段階で全ての書類が揃うのはごく稀であり、特に①「竣工時届出書類」は、築年数が過ぎるほど欠落しているケースが多く見られます。そのため、そろわない書類については行政機関で「発行証明書」を発行してもらい、必要書類に替える事もあります。また、②「法定点検記録」は日々更新されるため、最新版を発見・確認することが必要となります。なかには専門の点検者が定期的に行うせいか、調査建物の管理室の書棚にポツリと置かれており、立ち会っていただく建物管理者がその所在を把握していない場合もあります。そのため、調査時点で管理者と素早くコミュニケーションをとり、いかに資料を収集するかが非常に重要なポイントになります。さらに「必要書類」として上記以外にも、図面関連や保守計画関連の資料のご提供もお願いしています。

最終的に、これらの各「法」に関する専門家が作成した報告書や取得した許可証に問題が無い事を確認する事で、多種多様な「法」に対しての遵法性に問題が無い事を確認（証明）できるのです。

① 竣工時届出書類

分類	No.	資料名称	根拠となる法令
竣工時届出	1-1	確認申請書・確認申請図面（副本）	建築基準法
	2	確認通知書（建築物）	建築基準法
	3	確認通知書（昇降機）	建築基準法
	4	確認通知書（工作物）	建築基準法
	5	検査済証（建築物）	建築基準法
	6	検査済証（昇降機）	建築基準法
	7	検査済証（工作物）	建築基準法
	8	建築基準法に基づく報告書（12条変更、変更確認申請）	建築基準法
	9	消防用設備等設置届出書	消防法
	10	消防用設備等検査済証（消防用設備等検査結果通知書）	消防法
	11	防火対象物使用開始届	消防法
	12	バリアフリー法（旧ハートビル法）に基づく協定書	バリアフリー法

② 法定点検記録

分類	No.	資料名称	根拠となる法令
法定点検	5-1	特殊建築物等定期検査報告書	建築基準法
	2	建築設備定期検査報告書（昇降機以外の建築設備等）	建築基準法
	3	昇降機等定期検査報告書	建築基準法
	4	エスカレーター定期検査報告書	建築基準法
	5	消防用設備等点検結果報告書（総合・機器点検）法定点検	消防法
	6	消防用設備等点検結果報告書（総合・機器点検）自主点検	消防法
	7	防火対象物定期検査報告書	消防法
	8	自家用電気工作物定期点検試験報告書（年次）	電気事業法
	9	自家用電気工作物定期点検試験報告書（月次）	電気事業法
	10	空気環境測定結果報告書	ビル管理法
	11	害虫駆除等報告書	ビル管理法
	12	貯水槽清掃等点検結果報告書	ビル管理法
	13	排水槽清掃等点検結果報告書（汚水・雑排・その他）	ビル管理法
	14	水質検査結果書・簡易水道等報告書	水道法
	15	ゴンドラ定期点検報告書	労働安全衛生法
保守点検	6-1	エレベーター定期点検報告書	
	2	立体駐車場定期点検報告書	
	3	ターンテーブル定期点検報告書	
	4	空調設備定期点検報告書	
環境調査	PCB	変電設備台帳 （トランス、コンデンサ、安定器のメーカー、年代が分るもの）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
	アスベスト	アスベストに係る調査報告書	労働安全衛生法、石綿傷害予防規則
	土壌汚染	土壌汚染に係る調査報告書	土壌汚染対策法

西田道夫のちょっと一息

『閑中忙有?』①

3月14日にGETReCの自然由来重金属問題のシンポジウムが札幌で開催され、パネリストとして参加しました。その内容は別の機会があれば発表したいと思いますが、今回は仕事が終わった翌15日の、私の奇行の紀行を寄稿します。それは、札幌から東京まで鉄道で帰るというものです。閑だからできることですが、乗り継ぎの時間が短く結構忙しい移動でした。だから閑中忙有です。

3月15日(金)、お土産を買ってから、午前10時15分に札幌駅8番ホームに上がると、18分に函館からの“スーパー北斗1号”が入ってくる。3号車の所では女性の客室乗務員がお腹のところに手を置いて綺麗な姿で礼をして向かえる。国鉄時代では考えられない風景。その列車が折り返して私が乗る“スーパー北斗10号”になる。10時37分エンジンの音が大きくなって列車はスムーズな発車。少し黒ずんだ雪が残る高架を電車にも劣らない加速。さすがJR北海道のエース「281系」ディーゼルカー。少しの雨粒が窓を水平に走る。いつもなら南千歳からトンネルで新千歳空港駅に行き、飛行機で帰るが、今回はさらに地上を苫小牧に向けて千歳線を進む。南千歳では釧路からの“スーパーおおぞら”の接続を待って15分ほど遅れて発車。函館での乗継が気になる。右に見えるはずの新千歳空港は霧に覆われて見えない。左の美々川も霧の中。並行する国道は車も減速している模様。しかし、スーパー北斗10号は委細かまわず100km/h程度の高速で進む。大きく右にカーブして「沼ノ端」で室蘭本線に合流。そこから白老の手前までは約30kmの直線、30kmとは東京から横浜の先までである。北海道を感じる。社内は少し明るくなったが、もっと明るくしているのは車内で甲斐甲斐しくお世話下さる、札幌駅で姿勢良く列車を迎えた女性の客室乗務員“中島”さんの姿。住宅が増えて苫小牧が近づいたことを知る。札幌から40分で数名の方が降りるが、直通の列車は普通と特急を合わせても1時間に1本程度。これでは特急を使わざるを得ない。左手は王子製紙の工場、その向こうには太平洋、右は何処でも見られるような新しく開発された大型店舗が集中している。列車は遅れを取り戻すべく直線を快適に飛ばす。社台付近では左に見える国道から湯気が上がっている。それだけ暖かいということか。右手の山裾に時々自動車を見る高速道路が併走して登別のアナウンスがある。同じ車両に乗っていた老夫婦(といっても私も老人である)が大きな荷物を持って楽しそうに降りていく。東洋一の登別温泉にでも行くのだろうか。反対のホームにはお母さんと娘さんなのか旅を楽しむ二人の姿、一寸離れて卒業旅行を楽しむような若い女性達、地味なプラットホームに花が咲いたようである。

アースアブレイザル 技術顧問 西田 道夫 技術士(応用理学・建設)

☆土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

環境省HPでは2008年3月27日現在、指定区域状況が「2008年2月29日現在」となっております。環境省のHPに掲載されている自治体に限り、弊社独自に「2008年2月1日～2008年3月27日」の期間について調査(HPや直接電話で確認調査)をした結果をまとめました。詳細は次ページの通りです。

環境省 HP に掲載されている指定区域（2008 年 2 月 29 日現在）は 121 ヶ所、一部解除されている区域は 11 ヶ所、解除は 130 ヶ所の計 262 ヶ所となっています。

弊社の調査結果（2008 年 3 月 27 日現在）では土壤汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 121 ヶ所になっています。また、過去に指定され、一部解除されている地域は 13 ヶ所、指定が解除された区域が 132 ヶ所となっています。

調査の結果(3月27日現在)、新規情報(HPと異なる)が6ヶ所あったため、お知らせ致します。

17：大阪府大阪市都島区友渕町 1 丁目（一部指定解除）H20.3.21

88：埼玉県川口市中青木 2 丁目（解除）H20.3.5

238：東京都板橋区成増 3 丁目（解除）H20.3.19

未掲載：愛知県名古屋市中村区岩塚町（指定）H20.3.13

未掲載：愛知県名古屋市中川区馬手町（指定）H20.3.13

未掲載：東京都墨田区東墨田 2 丁目（指定）H20.3.19

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壤汚染に関するご質問など、お気軽にFax またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

株式会社アースアプレイザル

編集者：藤井史枝

伊藤祥子

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル（北海道）、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・りんかい日産建設・リサイクルワン・協和地下開発・神港サービス（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプレイザル GF（大阪）三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプレイザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）